

平成 28 年度

予算編成方針

財務部 財政課

平成 28 年度予算編成方針

I 現在の経済情勢と本市の財政状況について

我が国の経済情勢は、平成 27 年 9 月の月例経済報告でも、「景気は、このところ一部に鈍い動きもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」としており、昨年 9 月の月例経済報告とほとんど同様の表現で推移している。内閣府が発表した 4～6 月期の国内総生産（GDP）は、消費の落ち込みなどにより実質で 0.4% 減、年率換算で 1.6% 減であったことを鑑みると、未だアベノミクス効果が浸透してきているとは言い難いところはあるが、雇用や所得環境の改善が続くなかで、総じて緩やかではあるが景気回復していくことが期待されている。また、好調な企業収益や賃金の上昇を通じて、設備投資の増加や消費者物価の上昇などにつなげて、経済の好循環の更なる拡大を実現するために、政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2015」などを閣議決定し、今後も引き続き推進していくとしている。

本市の財政状況は、26 年度の決算において、歳入面では市税収入が全体の 5 割を切っている中で、歳出面では義務的経費が増加している影響などにより、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 98.4% と、前年度より 4.1 ポイント上昇したことは、27 年 7 月 7 日付け通知で周知しているところであり、限られた歳入と硬直化した歳出といった財政構造は、根本的に改善されるどころか、悪化が懸念される。

このような中で、今後人件費の増加が見込まれる上、子ども・子育て支援や急速な高齢化に伴う扶助費等社会保障関連の経費の増加が見込まれている。加えて、市債においても、近年の事業債の発行の増加とともに、本来であれば普通交付税として交付されるべきであるが、

国の財源の不足分を補填するために発行する臨時財政対策債の残高が増加し、義務的経費は大幅な増額となることが確定的である。また、財政の健全化を判断する指標の一つである26年度の実質公債費比率は0.4%と前年度の1.2%より0.8ポイント低下し、早期健全化基準である25%を大きく下回っているが、将来負担比率は前年度の9.4%から21.2%と11.8ポイントも上昇したことにより、後年度の財政運営を圧迫する一因となりえる状況である。

したがって、全庁一丸となって、行財政改革の取り組みを強化し、人件費・扶助費・公債費の義務的経費を含めた歳出全体を削減するとともに、歳入では財源確保の強化を図り、歳出と歳入の両面から財政構造の改革に取り組んでいく必要がある。

II 茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画との関係

平成28年度から30年度を計画期間とする茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画（以下「第3次実施計画」という。）では、基本構想の最終年度である32年度の目標を達成するために実施すべき事業、豊かな長寿社会にむけた事業及び地方創生に係る事業等を重点的に位置付けるとともに、昨年度実施した政策評価の結果を踏まえて策定し、市民サービスの充実を図ることとしている。

事業の採択にあたっては、政策目標及び施策目標を踏まえ、目標達成に寄与する事業を採択することとしており、政策的事業については、第3次実施計画期間中に実施する事業を「A」、第3次実施計画期間中に実施できるよう財源調整を行い、実施の可能性を検討する事業を「B」としている。

第3次実施計画においては、できるだけ多くの採択事業を実施するため、歳入については自主財源等の財源を確保するとともに、歳出については、事業手法等をゼロベースで見直す等、事業コストの縮減等を徹底していかなければ、収支の均衡を図ることすらできない、非常に厳しい状況に置かれている。

Ⅲ 財源不足及び概算要求について

平成27年4月10日に行われた、企画経営課による第3次実施計画の策定に係る庁内説明会では、厳しい財政状況の中で「全ての事業について統廃合を含めたゼロベースでの見直し」などの説明があったところではあるが、第3次実施計画（採択素案）時点では、一般財源ベースの収支で、約50億円の財源不足が生じている。そのため、28年度の予算編成に向けて、財源不足を早期に把握し、財源調整を図るため、政策的経費（扶助費等含む）（第二次経費）について概算要求を実施した。

1 歳入について

（1）市税について

本市の歳入の根幹をなす市税については、直近の状況から、「アベノミクス」効果が期待できないものの、個人市民税のほか、固定資産税は評価額の据え置き年度であるため、家屋の新增築分を新たに課税することにより、前年度と比較して微増を見込んだ。

(2) 地方交付税について

27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」では、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」と注記された。

しかしながら、27年度の普通交付税の決定額では、本市の市税の伸びが見込めないにもかかわらず、全国ベースで市税が増収となると見込んだ27年度地方財政計画にのっとり、普通交付税と臨時財政対策債の発行可能額は、ともに26年度より減額されており、この結果を受けて28年度についても同様の算出方法に基づき減収を見込んだ。

(3) その他の歳入について

27年10月に消費税の増税が見送られたため、地方消費税交付金について前年度と同額を見込むとともに、各種交付金についても同様に見込んだ。

国県支出金等については、国の動向が未確定であり、現時点で見込める額を見込んでいる。

2 歳出の見込みについて

歳出については、27年度より実施している焼却炉処

理施設基幹的設備改良事業、（仮称）柳島スポーツ公園整備事業などの大型事業、高齢化等に伴う扶助費等の社会保障関連経費、職員の増員等による人件費、また、新たな施設が増えたことによる委託料などの物件費等が増加している。

今後の予算編成の過程の中で、事業の見直しも含めた、歳出の大幅な削減が必要となるので、協力と理解を願いたい。

IV 予算編成の基本方針

このような厳しい財政状況の中であっても、基礎自治体の役割として、市民生活に直結するさまざまな課題等については、全職員をあげて対応していかなければならない。

そのためには、平成28年度は、第3次実施計画の初年度となり、真に必要な施策・事業を行っていくためには、聖域を設けることなく、様々な工夫をして歳出の削減に努めるとともに、財源の確保を行い必要最小限の経費負担で実施することが不可欠である。

しかしながら、前述のとおり、一般財源の大幅な不足の見込みから、実施計画に採択された事業でさえ実施できないおそれがあるなど、厳しい予算編成とならざるを得ない。

以上のことから、各部局においては、財源の確保はもちろんのこと、再度ゼロベースで事業費の縮減を行うとともに、業務計画及び業務棚卸評価により、優先順位を踏まえた事業選択を徹底すること。また、市民ニーズに即した施策の展開を視野に、事業の縮減・統合を実施するとともに、事業手法についても工夫をし、さらに次期実施計画への先送りも検討するなど、全職員が相当の覚悟をもって編成作業にあた

る必要がある。

予算査定においても以上の方針を基にした、厳しい査定になることを理解願いたい。

V 予算編成手法について

1 第一次経費について

平成18年度予算編成から、各部局が主体的に事業の方向性を判断し、より一層、質の高いサービスの提供とコスト意識の向上を図り、効率的な行政経営を行うために従来の「積み上げ方式」から一定の予算枠を各部局に付与する「枠配分方式」を導入した。

さらに27年度からは、経常経費の徹底した見直しを行うため、一件査定を実施しているところであるが、引き続き28年度においても同様に一件査定を実施する。

(1) 部局長主導による予算調整

部局の主体性を最大限に発揮していくため、各部局長は、部局内での要求内容について事業の見直しの議論を行い、庶務担当課が中心となり事業費の精査に努め、各部局へ提示した一般財源額を超えないよう予算調整を行った上で、要求書を提出すること。

(2) 要求基準内での要求

第3次実施計画の要求にあたり、厳しい財政状況の下での実施計画策定となることから、第一次経費（一般財源）の要求額は、27年度当初予算における第一次経費（一般財源）の額と同額を上限とすることから、各部局においては業務計画及び業務棚卸評価との整合を図り、既存の事務事業に固執

することなく、ゼロベースで見直すとともに、事業手法の見直しによる事務事業の優先度を的確に把握して取捨選択を行った上で、一般財源額と事務事業の実施に伴い収入される特定財源により、予算を編成するものとする。

また、当初予算において事業費への一般財源の充当を機械的に枠内におさめ、年度途中で不足額を生じさせたり、国庫支出金等の特定財源を過大に見積もり、歳入欠陥を生じさせたりすることがないように、さらに計上する科目については、年度の途中で科目更正のないように留意すること。

2 第二次経費（前述1以外）について

概算要求にあたっては、第3次実施計画において「A」及び「B」採択された事業費未満であることを示したが、それでも一般財源ベースで約50億円の財源不足額が続いていることには変わらない。

各部局において、事業の必要性、緊急性、内容、実施方法及び事業費の妥当性などについて、さらに十分な精査をするとともに、再度徹底したゼロベースからの見直しにより経費を最大限節減した上で要求額をさらに抑えるよう努めること。

なお、財政状況が厳しい中、第3次実施計画で採択されていない事業については、原則認めない。

また、上限額未満で要求された事業であっても、査定により削減することがあることを、承知されたい。

VI 予算編成にあたっての留意事項

1 年間予算の編成

事務事業の計画的な執行を図るため、年間予算を見積もること。見積もりにあたっては、26年度の決算状況及び27年度の執行状況を踏まえること。

2 歳入に関する事項

歳入の見積もりにあたっては、社会経済情勢の動向、過去の実績等を精査・分析し、地方行財政に関する国の制度改正の動向等の情報収集に努めることとし、それにかかわる財源を正確に捕捉し、過大、過小とならないよう留意すること。

特に、制度の変更が生じてくることが予想されるものについては、関係機関との連絡を密にし、遺漏のないよう努めること。

(1) 市 税

市税収入については、新たに増減要因となるものが判明した場合は、確実に当初予算に反映させること。また、引き続き適正な賦課、徴収に努め、より一層の収納率の向上に取り組む、また、保険料など税外収入を所管する部局と緻密な連携を図りながら、自主財源の確保を積極的に行うこと。

(2) 分担金及び負担金

国庫補助基準等がある場合は、その基準を考慮しつつ、受益者負担の原則に基づき、受益と負担のバランスの適正化を求めるよう配慮すること。

(3) 使用料及び手数料

維持管理経費等の原価を考慮した中で、市民の負担の公平を確保するため、利用者負担の割合の適正化を図ることの

できるよう検討すること。

なお、指定管理者制度と利用料金制度を合わせて導入した場合、施設の利用料金は指定管理者の収入となるので、詳細な事項については、企画経営課と協議すること。

(4) 国・県支出金

国・県支出金等については、関係機関との連絡を密にし、積極的に最新の情報を収集することはもちろんのこと、交付要綱等を精読し、補助対象を的確に反映するよう努めること。

27年度も当初の見込みに満たない事業が見受けられる。したがって、情報収集に努め、現状の額の確保を関係機関へ積極的に強く働きかけるとともに、確実に当初予算に反映すること。

(5) 市債

市債については、償還が及ぼす将来の財政負担を考慮し、その必要性を十分精査するとともに慎重な運用に努めること。

(6) その他

未利用市有財産の積極的な売却や市資産を広告媒体として活用した広告収入の確保のほか、受益者負担の原則を徹底し、これまで以上に自主財源の確保に努めること。

3 歳出に関する事項

(1) 人件費

義務的経費である人件費については、効率的・効果的な行政経営をめざし、経営改善方針に位置付けた総人件費の抑

制という視点から、業務の効率化を進めるなど、抑制に向けた取り組みを推進すること。

各部局において、職員の負担の軽減や時間外勤務手当等の人件費の抑制を行うため、ワークライフバランスの推進による働き方の変革をはじめとした事務の見直しを行い、再任用職員、非常勤嘱託職員、臨時職員等の適正かつ積極的な活用に取り組むこと。

(2) 扶助費

扶助費については、大幅な伸びにより財政硬直化の大きな要因となっている。現在の社会情勢に合った事業への再構築や社会的かつ時代的にも使命を終えたと判断される事業は、廃止や抜本的に見直しを行い抑制を図るとともに、将来的に扶助費の削減につながる事業展開について検討すること。

(3) 補助金・負担金

補助金については、「茅ヶ崎市における補助金等の見直しについて」で示した基準に基づき見直した上で、支出の必要性を見極めて削減していくこと。

特に5年以上にわたって継続している補助金については、原則縮小の方向を目指しながら手法の検討を含めて対応すること。

なお、各種行政協議会等の負担金については、前年度に引き続き削減、廃止に努めること。

(4) 予算の繰越

年度内の事業の完了が見込めず、繰越する事業が近年増加しており、議会等でも指摘されている。よって、予算要求に当たっては、事業の必要性、緊急性について十分な検討を行い、年度内に完了するよう事業量を精査し、進捗管理を徹底するとともに、事業規模等の縮減を図り、予算規律を順守すること。特に地権者をはじめ、関係機関等との調整を要する事業については、スケジュール管理を徹底し早期に調整を図ること。

(5) 債務負担行為等

整備事業などの新たな債務負担行為等を設定または変更を要する事業については、将来の財政負担や財政健全化法に基づく将来負担比率への影響を考慮する必要があるため、設定する限度額の基となる事業計画の圧縮を図ること。

(6) 土地の先行取得

実施時期が確定していない事業用地の先行取得は、原則認めない。

(7) 昨年度実施した政策評価の結果及び今年度実施した業務棚卸評価結果並びに第3回定例会で行われた決算審査の過程で明らかになった課題については、部局内で十分な協議を行った上で反映させること。

4 特別会計及び公営企業会計の予算要求について

本市の厳しい財政状況を考慮し、各特別会計に対する繰出金・負担金については、可能な限り一般会計への負担の軽減を図ること。

そのため、事務事業の必要性や効果の観点から絶えず見直しを行い、

経営改善の徹底に努めること。

また、制度の見直しなど、常に最新の情報を取り入れるよう努めること。

(1) 国民健康保険事業

医療給付費の増加に対応するため、診療報酬明細書の点検業務をさらに徹底し、給付内容を検証するとともに、特定健康診査の実施率を確実に引き上げること。また、受益者負担の適正化を図り、一般会計への負担の軽減に努めること。

保険料収入については、税部局と協力の上、収納率の向上に努めること。

(2) 後期高齢者医療事業

一般会計からの繰入金の対象となる経費の内容や保険料収入など、歳入歳出ともに精査し、的確な予算要求を行うよう努めること。

(3) 介護保険事業

介護保険事業については、「第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と整合性を図り、計画的かつ円滑な事業運営等に努めること。

(4) 公共用地先行取得事業

既に借り入れた市債の償還に要する経費を見積もること。

実施時期が確定していない事業用地の先行取得は、原則認めない。

(5) 公共下水道事業

下水道整備については、「茅ヶ崎市下水道整備計画」に基づき事業量を精査するとともに、国庫補助金の動向を見極め、

財源の確保に努めること。また、経営の合理性・能率性を発揮し、健全な事業経営に努めること。

既設管路等の維持管理費の増加に対しては、施設の現状を踏まえた、経費負担の抑制可能な事業手法を的確に選択すること。受益者負担金については、負担の公平の観点から適正な徴収に努めること。

(6) 病院事業

病院事業については、平成28年中に神奈川県が策定する「地域医療構想」と、総務省が示している「新公立病院改革ガイドライン」に基づく、新たな経営計画が策定できるまでの間、これまで以上に経営の健全化に努め、一般会計が負担すべき経費が軽減できるように努めること。

- 5 その他予算要求書作成に関しては、「平成28年度経費区分基準表」、「平成28年度当初予算要求書作成要領」及び「予算要求基準」に基づくこと。